

東社協福祉施設経営相談室だより

No.118(全12枚)

平成28年8月31日

【社会福祉法改正の来年度施行に向けた対応について】

評議員は、理事会で選任することができなくなります。

評議員選任・解任委員会を設置するなど準備をすすめる
必要があります。

- ◆ 新評議員選任のための方法と選任までのスケジュール案について（別添1）
- ◆ 評議員選任・解任委員会設置の場合の「評議員選任・解任委員会運営細則案」について（別添2）

1 新評議員の選任方法について

改正社会福祉法（以下改正法と略します）附則の第9条では「施行日前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、あらかじめ、新社会福祉法第39条の規定の例により、評議員を選任しておかなければならない。」としています。従って、各法人では平成29年3月31日までに改正社会福祉法に基づいた新評議員を選任しておく必要があります。

評議員の選任と解任の方法について、改正法第39条では、「法人が定款で定める」としています。この定款で定める選任・解任方法について厚生労働省からは、「社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について」（H28.6.20 事務連絡）で、「評議員の構成が特定の関係者に偏ることがないよう、例えば、法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法が考えられます。」として、「評議員選任・解任委員会」を設置することが、ひとつの方法として挙げられています。

各法人では平成29年3月末までという短期間で、新評議員を選任しなければなりません。これから「評議員選任・解任委員会の設置」以外の方法を検討して評議員を選任することは非常に難しいものとなります。従って、現段階では「評議員選任・解任委員会の設置」が、定款に定める評議員選任・解任の適切な方法の大きな選択肢といえます。

2 評議員選任・解任委員会の委員構成について

厚生労働省事務連絡（H28.6.20）「社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例（案）について」（以下「定款例」と略します）によれば、第6条2項で「監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する」とされています。

委員構成および人数は理事会にて決議されることとなりますが、事務連絡「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQ について（H28.6.20）（以下「FAQ」と略します）では、「法人の規模に応じて各法人において判断することとなる。ただし、評議員選任・解任委員会は合議体であることから、3名以上とすることが適当である」としています。

また、定款例第6条5項には「評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。」とあります。仮に1名だけとした場合には、この外部委員が欠席した場合や賛成しない場合には決議ができない又は否決されることとなり、この委員の負担はとても大きいものになります。従って外部委員については、できれば複数名が選任されることが望ましく、こうした委員の選任を行うことにより適正かつ公正な委員会運営が可能になると考えられます。

※定款例等を含む6月20日に出された事務連絡については、厚生労働省では10月以降に正式に通知発出をする予定としていますので、正式な通知が出された時点で、事務連絡にある定款例についても確認が必要となります。

3 平成29年3月末までの新評議員選任のスケジュール(案)について～別添1～

評議員選任・解任委員会設置の方法で平成29年3月末までに新評議員を選任する場合、法人本部、理事会等の役員会、評議員選任・解任委員会の役割とその時期について一覧にすると別添1の「新評議員選任までのスケジュール(案)」になると考えられます。なお、このスケジュール(案)は、本会がこれまでの厚生労働省から出された事務連絡等をもとに、あくまでも例示として作成したものととなります。各法人ではスケジュール(案)をもとに平成29年3月末までの新評議員の選任に向けた対応についてご検討いただく必要があります。

4 新評議員選任までの手順について

※「評議員選任・解任委員会運営細則」について、東社協では細則案を別添2のとおり示しましたので参考にしてください（東京都に相談の上、作成しています）。

①評議員選任・解任委員会運営細則の作成を行う（平成28年8月～10月にかけて）

- 評議員選任・解任に係る定款変更（法改正を受けての定款変更を行うこととなります）の準備をします（別添1図中のa）。
- 定款例第6条2項に規定される「評議員選任・解任委員会運営細則」の作成を行います（別添1図中のb）。

②評議員選任・解任委員会委員候補者の検討および調整を行う（平成28年8月～10月にかけて）（別添1図中のc）。

外部委員についてはFAQで「評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当である。」としています。従って外部委員は、「①法人関係者ではない」「②中立的な立場である外部の者」という

2点の条件を満たすことが必要です。

この外部委員の選任にあたって各法人では適切な人材を確保するためにも、なるべく早い段階から選任・解任委員会委員の検討・調整を行うことが求められます。

③評議員候補者案を作成する（平成 28 年 8 月～12 月にかけて）

- 平成 29 年 4 月 1 日からの新評議員の候補者について検討を行います（別添 1 図中の d）。
- 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、新評議員候補者（案）を作成します。
- 新評議員候補者に対して、履歴書作成を依頼し、回収後に改正法第 40 条第 1 項に定める評議員の欠格事由・特殊関係者の事項に該当しないことを確認します（特殊関係者について・・・別紙 1 から 3）。

改正法第 40 条

- 一 法人
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

- 理事長は、新評議員候補者として正式に推薦する者を確定し、理事会で候補者として決議するために、委員会に提案する際の評議員候補者に係る提案資料を作成します。「評議員選任・解任委員会運営細則」で示したように、「次期評議員候補者推薦書」を様式として用意していますので、参考にしてください。

※これまで評議員を設置していなかった法人等では、評議員の候補者となり得る地域の人材の情報を得ることが難しい状況もあります。その際、今回の制度改正では、それぞれの法人が所在する地域の地方自治体、社会福祉協議会が評議員候補者になり得る人材の情報提供等の支援をすることが求められています。評議員候補者の確保に困難な社会福祉法人は、所在する地方自治体および区市町村社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会に相談し、なるべく早い段階で評議員候補者を確保のための方策を検討し、準備していくことが必要です。

④理事会で決議（平成 28 年 10 月～12 月にかけて）

- 10 月から 12 月にかけて開催される理事会において、以下の内容の決議を行います。
 - ①定款変更の決議
 - ②「評議員選任・解任委員会運営細則」の決議
 - ③評議員選任・解任委員会委員の決議
 - ④評議員選任・解任委員会に提案する「次期評議員候補者」の決議
 - ・ 平成 29 年 4 月 1 日から任期となる評議員は、平成 29 年 3 月末までに選任しておく必要

がありますが、委員会への評議員候補者の推薦は理事会が行うため、委員会の開催時期より前に、理事会にて決議する必要があります。

- ・ よって、平成 28 年度内の理事会開催予定が、秋と3月末の法人では、秋の理事会で、次期評議員候補者を決議することとなります。なお、今秋の理事会で「次期評議員候補者」(案)を決議することが困難な場合は、「評議員会選任・解任委員会」の開催前に理事会を開催し、「次期評議員候補者」の決議をすることが必要となります。
- ・ 法改正による定款変更認可がされる前のタイミングで開催される理事会で新評議員候補者の決議を議案とする場合には、「定款変更認可を前提とした決議であること」を含めて決議し、議事録にもそのことを記載します。

⑤評議員選任・解任委員会を招集する（平成 29 年 1 月～2月にかけて）

- 定款変更の承認後、理事会の決議を受け、評議員選任・解任委員会委員の委嘱手続きを行います。
- 評議員選任・解任委員会委員を招集するため、開催日の1週間前までに、各委員に対して書面にて委員会開催を通知します。

⑥評議員選任・解任委員会を開催し、評議員を選任する

（平成 28 年 12 月～平成 29 年 3 月にかけて）

- 委員会委員の中から委員長を選任します。
- 理事長（理事長が事故等でやむを得ず出席できない場合は、業務執行理事）は、委員会に出席し、理事会で決定した「次期評議員候補者」の説明を行います。
※今回示した評議員選任・解任委員会細則では、理事長が招集することとしています。
- 委員会委員は、「次期評議員候補者推薦書」について審議を行い、新評議員を決議します。

⑦新評議員の就任手続きを行う（平成 29 年 1 月～3 月）

- 就任承諾書作成依頼・評議員委員委嘱等の必要な就任手続きを行います。
- なお「就任承諾書」の新評議員からの受取りについては、平成 28 年 8 月 22 日に出された「社会福祉法人制度改革に関する FAQ」によれば「就任承諾書は事前あるいは選任された日当日に受け取ることが望ましい。」とされています。

なお、本たよりについてのご質問あるいは課題等については、経営相談室にご連絡をいただくようお願いいたします。

＜東京都社会福祉協議会 経営相談室＞ TEL 03-3268-7170

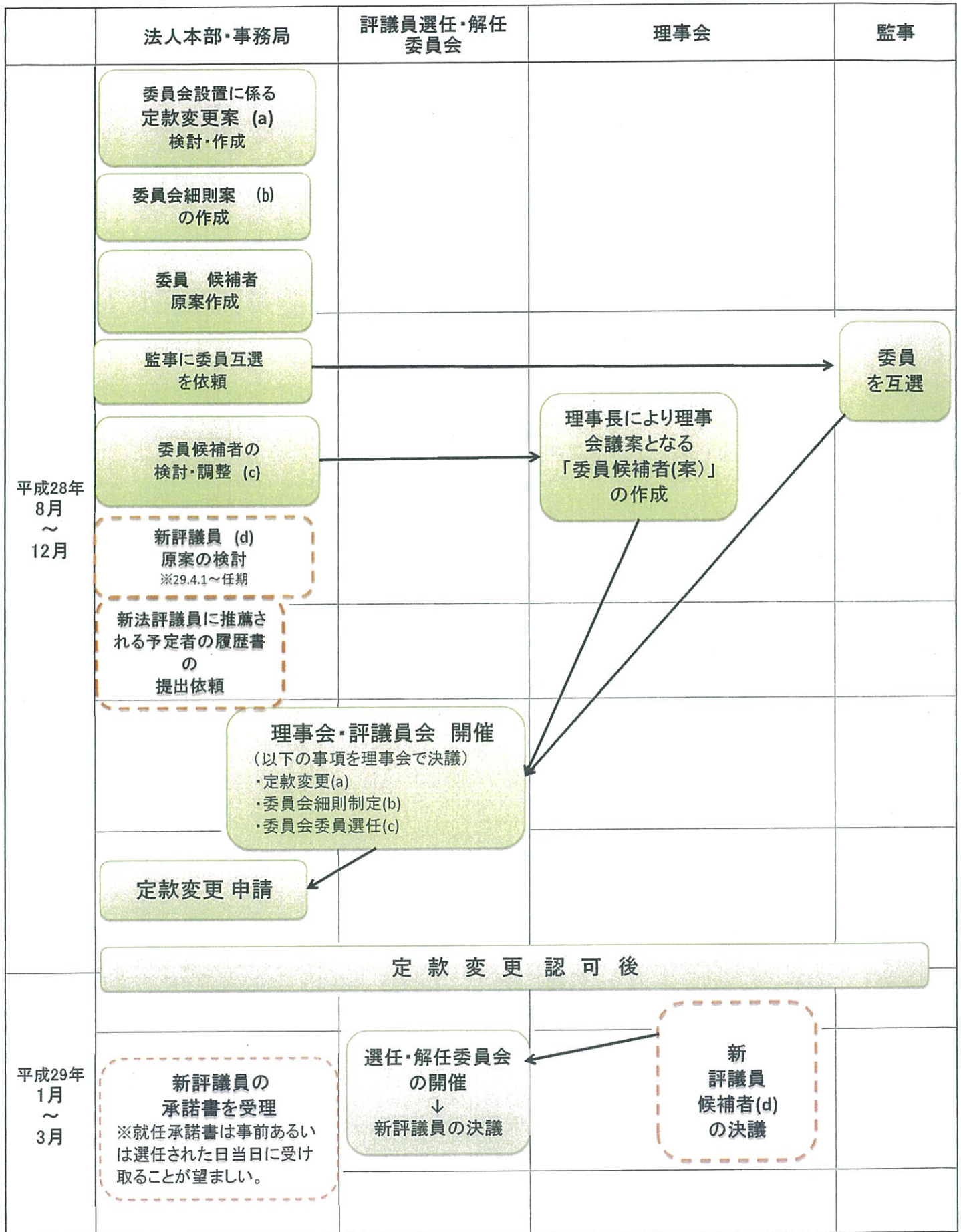
* 本相談室へのご相談には k_soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。

別添1

新評議員(29.4.1～)選仕までのスケジュール(案)

～平成28年8月から平成29年3月までに行うこと～

※評議員選任・解任委員会は「委員会」と略します
 ※評議員選任・解任委員会委員は「委員」と略します



評議員選任・解任委員会



新評議員の推薦および就任に係る対応

別添2

社会福祉法人〇〇会 評議員選任・解任委員会運営細則（案）

（目的）

第1条 本細則は、社会福祉法人〇〇会定款第〇条〇項（※1）に規定された、社会福祉法人〇〇会評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）における評議員の選任・解任手続等を定めたものである。

※1 「第〇条〇項」については、本細則の決議前に定款変更が行われることが前提となります。その際、厚労省事務連絡「社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例（案）について」と同様の定款変更を行った場合は「第6条1項」となります。

（委員の構成）

第2条 委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。（※2）

2 理事長（理事長に事故あるときは業務執行理事）は、委員会に出席しなければならない。

※2 外部委員については、法人関係者でない、中立的な立場にある外部の方を委員とすること（評議員における特殊関係者を別紙1～3を参照）となります。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を防げない。

2 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第〇条第〇項（※3）に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

※3 「第〇条〇項」については、本細則の決議前に定款変更が行われることが前提となります。その際、厚労省事務連絡「社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例（案）について」と同様の定款変更を行った場合は「第6条2項」となります。

（委員の解任）

第4条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

（委員の報酬等）

第5条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2 委員の報酬額は、理事会の決議を経て理事長が定める。

3 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。

（招集）

第6条 委員会は、理事長が招集する。

(招集通知)

第7条 理事長は、委員会の日の1週間前までに、各委員会委員（以下委員）に対して書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(委員長)

第8条 委員会の委員長は、当該委員会において委員の中から選出する。

2 委員長は、委員会の議長とする。

(評議員の選任)

第9条 評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。

- (1) 理事会は、理事会で決議された様式1「次期評議員候補者推薦書」(※4)を委員会に提出する。
- (2) 理事会（理事長に事故あるときは業務執行理事）は、「次期評議員候補者推薦書」(※4)記載事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、理事会より提出された「次期評議員候補者推薦書」(※3)について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

※4 この細則では評議員候補者推薦にあたり、理事会が様式1「次期評議員候補者推薦書」の作成を行い、この推薦書は委員会への説明資料、さらに委員会の審議資料としています。これは委員会の運営を適正に行うために便宜的に用意した様式となります。各法人で本様式を必要としない場合には、下記の条文を規定することにより本様式を使用しないこともできます。

第9条 評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。

- (1) 評議員候補者は、理事会が委員会に推薦する。
- (2) 理事長（理事長に事故あるときは業務執行理事）は、委員会に、当該候補者の経歴、当該候補者を評議員候補者とした理由、当該候補者と当該法人および役員等との関係、当該候補者の兼職状況を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員選任の決議を行う。

(評議員の解任)

第10条 評議員の解任は、以下の各号の手続を経るものとする。

- (1) 理事会（理事長に事故あるときは業務執行理事）は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は書面をもって作成し、委員長および出席した委員が記名押印しなければならない。

3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

(1) 委員会が開催された年月日及び場所

(2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 委員会に出席した理事の氏名

(4) 委員会の委員長が存するときは、委員長の氏名

4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(補則)

第13条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第14条 この細則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成〇年〇月〇日から施行する。

※この評議員選任・解任委員会運営細則は、厚生労働省が示した定款例等をもとに現時点での状況でモデルとして作成したものです。各法人の実情に合わせてご検討ください。

様式 1

社会福祉法人 ○○会 次期評議員候補者推薦書 (案)

No.	氏名	生年月日	住所	経歴・現職	推薦理由	兼職状況	欠格事由	特殊関係者
1	○○ ○○						1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
2	○○ ○○						1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
3	○○ ○○						1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
4	○○ ○○						1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし
5	○○ ○○						1 該当あり 2 該当なし	1 該当あり 2 該当なし

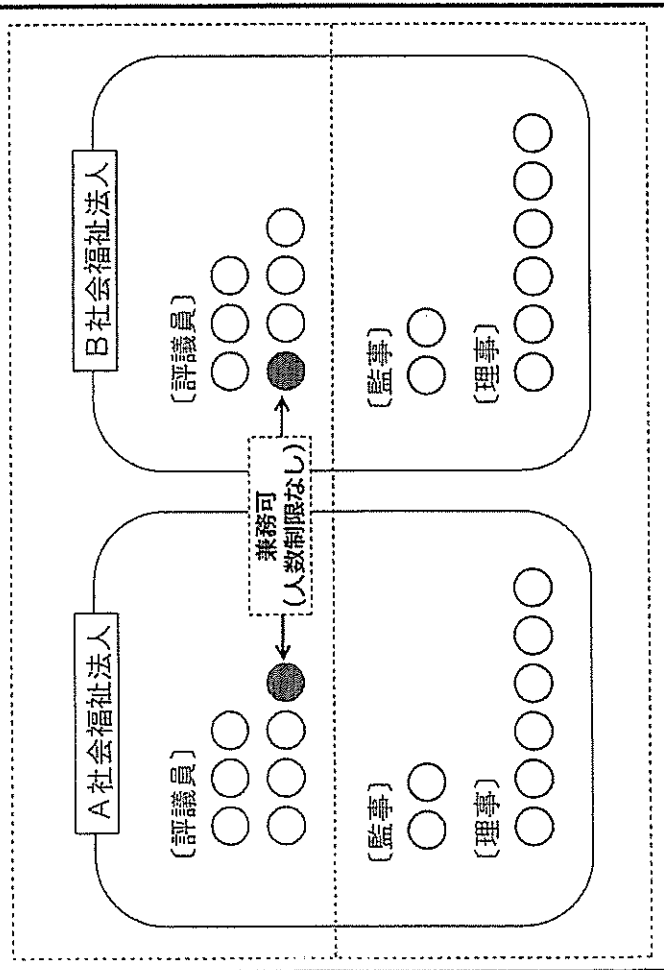
評議員の特殊関係者①

別紙2

問 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。可能な場合、人数制限はあるのか。

(答)

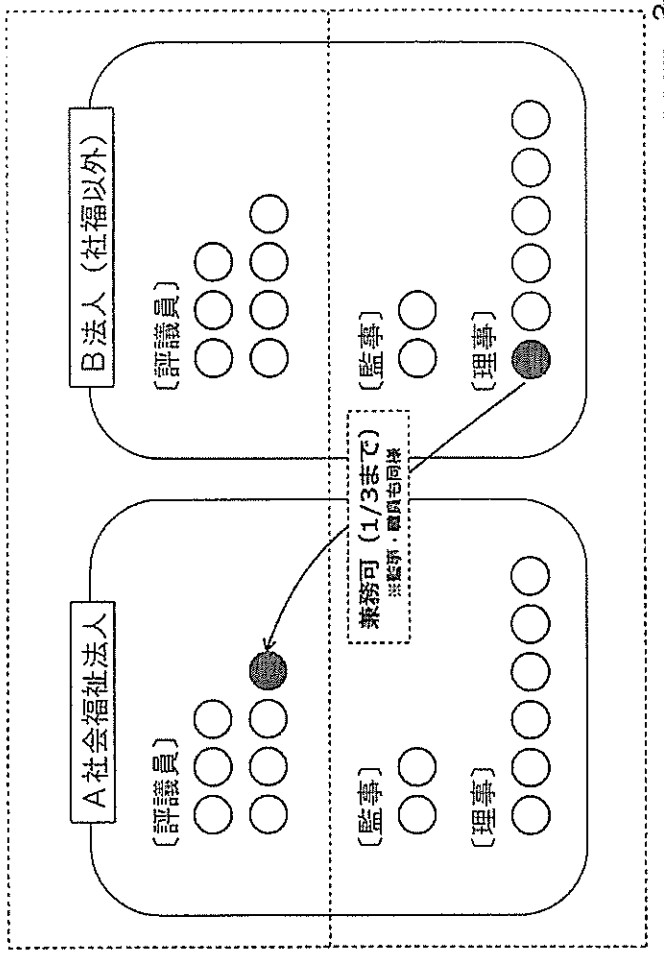
1. 人数に制限なく兼務可能である。



問 A社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でないB法人の役員又は職員が就任することは可能か。

(答)

1. 可能である。ただし、A社会福祉法人の評議員とB法人の役員又は職員を兼務している者が、A法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。



評議員の特殊関係者②

問 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。

(答)

1. 人数に制限なく兼務可能である。(図1)
2. ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A社会福祉法人の評議員の過半数をB社会福祉法人の役員が占める場合には、A社会福祉法人の役員又は職員がB社会福祉法人の評議員となることはできない。(図2)

